

【お 知 ら せ】

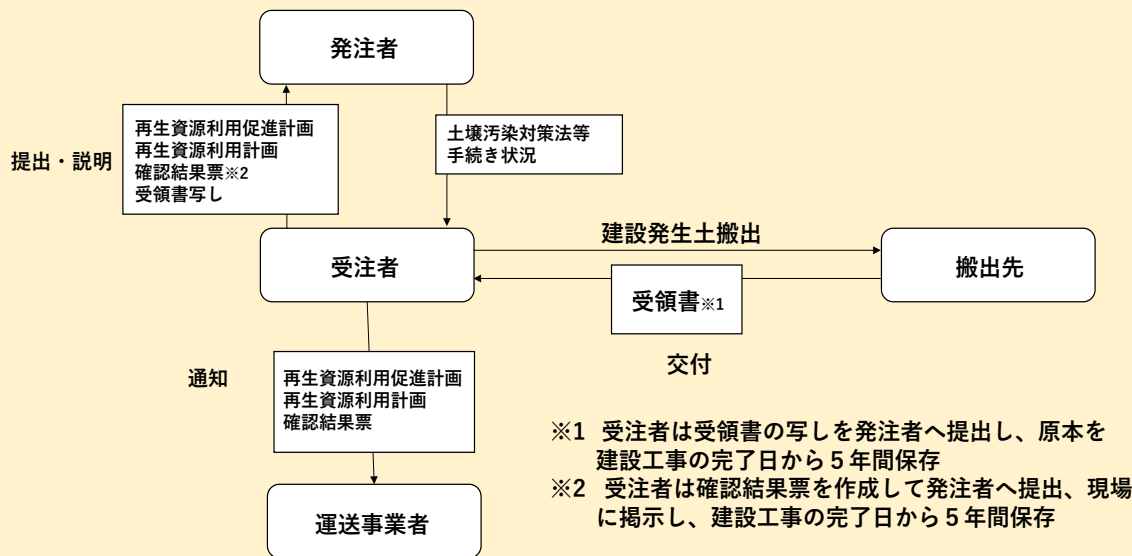
三重県建設副産物処理基準改定の概要について

このことについて、資源有効利用促進法省令一部改正に伴い、以下のとおり三重県建設副産物処理基準を一部改定しましたので、お知らせします。

建設発生土 500m³ 以上を搬出入する工事について

建設発生土 500m³ 以上を搬出入する工事については、以下の事項について実施することとします。

- (1) 受注者が建設発生土を搬出先へ搬出した時は、受領書を搬出先の管理者に求め、写しを発注者に提出し、原本を建設工事の完了日から5年間保管する。
- (2) 受注者は、建設発生土を他の建設工事等から受け入れたときは、搬入元に受領書を交付する。
- (3) 受注者は、建設発生土の搬出時に以下の項目の確認結果票を作成し、発注者に提出、現場掲示を行い、工事の完成後5年間保存する。
 - ①建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることの確認
 - ②発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続状況等の確認
- (4) 受注者は、建設発生土の搬出入時に再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（確認結果票を含む）を運送事業者へ通知する。



連絡先： 三重県県土整備部技術管理課
住所： 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
電話： 059-224-2918

